

教育委員会会議録

平成30年3月28日(水) 午後1時30分 開会

午後2時35分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員
伊藤志のぶ委員

3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
林一也福利課長、冨田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長
稲垣宏恭教育企画課主幹、加藤吾郎教職員課主幹、加藤潤教職員課主幹
加藤文彦高等学校教育課主幹、宇都宮裕人教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 平成30年2月定例県議会の概要について

横井総務課長が、平成30年2月定例県議会の概要について報告。
平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 平成30年度愛知県教員研修計画について

稲垣教職員課長及び須田総合教育センター所長が、平成30年度愛知県教員
研修計画について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

新たな研修計画が策定されて、とてもよいと思う。私が教員であったころ、
どちらかと言えば、研修は教員の業務から一番遠い存在で、なかなかやりた
くなかったことである。

研修の中には、どうしても義務的に迫られることがあるが、今回の策定で、
教員自らが主体的に臨める体制が構築され、総合教育センターだけでなく本

庁の研修全てが周知されるということで、教員にわかりやすく研修内容が伝わるのではないかと予想される。

ただし、ホームページなどのウェブ上でしか閲覧ができないと、教員は確認しない可能性があるので、そのあたりの周知も徹底していただくことが本来の研修になっていくと思う。

(稲垣教職員課長)

今回、研修計画を策定したので完結というわけではなく、これからもよりよい内容に改善していきたいと思っている。毎年、事務局が中心となって、県全体の研修計画の見直しを進めていきたい。

(3) 第2期愛知県生涯学習推進計画について

富田生涯学習課長が、第2期愛知県生涯学習推進計画について報告。平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 第73回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について

霊池保健体育スポーツ課長が、第73回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(5) 愛知県スポーツ推進計画（改訂版）について

霊池保健体育スポーツ課長が、愛知県スポーツ推進計画（改訂版）について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

スポーツ基本法の制定やスポーツ庁の創設を踏まえての改訂だと思うが、スポーツをするための指導はあるが、スポーツを支える側の育成という感覚が、スポーツの指導現場にない。

本編20ページには、「スポーツツーリズムの活性化」が盛り込まれており、愛知県だからこそできる部分があると思うので、支える側の育成についても今後考えていく必要がある。

(6) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の結果について

霊池保健体育スポーツ課長が、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

資料6ページにある児童生徒への質問紙調査「(1) 1週間の総運動時間の状況」は、子どもに対してどういう聞き取り方をしたのか。例えば、サッカーをした時間は運動時間とし、一方で、公園で散歩した時間は運動時間としないのか、運動時間の定義を具体的に教えてほしい。

また、資料4ページから「児童生徒の昭和60年度の体力水準と平成25

年度から29年度の比較」とあるが、学校が週5日制になった前後の比較を知りたい。具体的に言うと、昭和60年度と平成25年度では期間が長いので、その間になだらかに下がってきているのか、どこかで大きく下がったのかが知りたい。わかることがあったら教えてほしい。

(霊池保健体育スポーツ課長)

質問紙調査については、全国の悉皆調査であり、質問紙を確認したところであるが、最初の質問が「運動やスポーツをすることは好きですか。」などとなっており、明確な定義はないが、体を動かす遊びは含まれると考える。

また、週休5日制になった前後の変化については、詳細を把握していないが、なだらかに体力の低下が表れているのではないかと。ただ、近年は下げ止まっており、小中学校の運動部活動について議論されているので、そういったことも含めて今後の運動時間の確保等を進めていきたい。

(廣委員)

資料の3ページだが、愛知県の小中学生の男女別で数値を比較しているが、星印が多くなっていることは、全国平均値が非常に悪い愛知県としては、頑張っていると思う。やや中学校男子の星印が少ないが、原因はあるのか。

また、資料4ページの反復横跳びだが、昭和60年度の反復横跳びの基準と平成25年度から平成29年度の基準が、幅が縮まって回数が増えたのではないかと記憶しているが、そのあたりはいかがか。

(霊池保健体育スポーツ課長)

以前は、愛知県の中学校男子も全国平均に近いところに位置し、現状について何が原因かは断定できるものではないが、中学生の低下傾向は続いている。ただ、愛知県は熱心に部活動をやっているので、いろいろな活動のなかで向上を図っていく必要がある。

また、反復横跳びについては、ご指摘のとおり、平成10年の新体力テストへの移行時に幅の規定が100センチメートルに統一されたが、小学校5年生については、以前から100センチメートルの幅で測定されていた。

6 請願

請願第2号 教員の不祥事、職員の不祥事について、その後の対応処分について、

早急にすみやかに対応する（処分をだすこと）ことを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

請願者は、県教育委員会が不祥事に関して刑事告発していないことを問題にしているようであるが、県教育委員会が刑事告発しない場合としてどのような場合があるのか。

(稲垣教職員課長)

公務員には、告発義務があると言える。しかし、十分な証拠がないため加害者を起訴することが難しいと予想される場合や、被害者側が望まない場合、

告発すると加害者からの聞き取り調査において協力が得られなくなる場合など、告発することにより行政運営上の支障が生ずる場合には、告発の義務はないと考えている。

請願第3号 情報公開請求に係る審査請求について速やかな事務対応等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

本件は、県情報公開審査への諮問通知書の送付が11か月も要したことを問題とする請願であるが、審査請求までの手続きについて説明していただきたい。

(横井総務課長)

本件の審査請求は、尾張教育事務所が行った開示決定について、請願者が不服申し立てをしたものである。

地方機関が行った開示決定について審査請求があった場合には、本庁の主務課が担当課となる。

本件の場合には総務課となるが、平成29年3月10日付けで審査請求があり、主務課として総務課が、県民生活部の所管する外部有識者で構成される愛知県情報公開審査会に対し、平成30年2月16日付けで、弁明書を添えて諮問している。

(広沢委員)

審査に11か月も要した理由を教えてください。

(横井総務課長)

総務課は、主務課としての業務のほかに、教育委員会における情報公開・個人情報保護に関する事務のとりまとめや窓口などを担当している。

審査請求に対して、弁明書を作成して諮問するために必要な期間は、内容や、その時々他の審査請求の処理状況等により異なることから一概には言えないが、本件審査請求があった平成29年3月10日時点で、教育委員会全体で不服申立を約1,300件抱えており、順次、処理を進めなければならぬ状況であったため、本件審査請求から審査会への諮問までに11か月の期間を要することとなった。

(広沢委員)

多くの審査請求や開示請求があり、順次処理をしなくてはならなかったことは今の説明で理解した。その上で、今抱えている案件も含め、できるだけ早い対応をお願いしたい。

請願第4号 学校が関係する任意団体について、入会、加盟については、任意であること(強制でないこと)を文書にて、児童・生徒、保護者、学校職員、教育委員会、および事務局職員に説明することを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

本請願にある任意団体というのは、通常は学校単位で加盟するものと理解してよろしいか。

(柴田高等学校教育課長)

お見込のとおりである。これら任意団体への加盟については、各学校がその目的や意義、学校の実情や生徒の実態などを考慮したうえで、判断しているものである。

(伊藤委員)

これらの団体へ加盟する前に、生徒、保護者や教職員などに加盟の必要性などしっかりと説明をしているか。

(柴田高等学校教育課長)

各学校において、これら団体への加盟などについて、教職員には職員会議等において情報共有をしており、生徒や保護者には入学前の合格者説明会等で、説明に努めているものと認識している。

7 議案

第8号議案 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について

横井総務課長が、愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第9号議案 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

横井総務課長が、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第10号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

額額財務施設課長が、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第11号議案 愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について

稲垣教職員課長が、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第12号議案 平成30年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

柴田高等学校教育課長が、平成30年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第13号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

北島特別支援教育課長が、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第14号議案 愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

北島特別支援教育課長が、愛知県教育委員会公印規則の一部改正について請議。
平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として廣委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、教員の不祥事、職員の不祥事について、その後の対応処分について、早急にすみやかに対応する（処分をだすこと）ことを求める請願、及び学校が関係する任意団体について、入会、加盟については、任意であること（強制でないこと）を文書にて、児童・生徒、保護者、学校職員、教育委員会、および事務局職員に説明することを求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名